

参 考

市税条例・都市計画税条例改正概要

○議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

(飯能市税条例等の一部を改正する条例)

第1条関係

第42条

(平成28年4月1日施行)

- ・独立行政法人の統合に伴い規定の整備をするもの

第44条

固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告

(平成28年4月1日施行)

- ・独立行政法人の統合に伴い規定の整備をするもの

附則第6条の2

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合

(平成28年4月1日施行)

- ・地方税法の規定を引用する条項を整備するもの

附則第6条の3

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告

(平成28年4月1日施行)

- ・熱損失防止改修住宅等の特例措置の申告書に添付すべき書類の記載事項を追加するもの

第2条関係

附則第5条

市たばこ税に関する経過措置

(平成28年4月1日施行)

第3項

- ・読替規定の文言の整理をするもの

第10項

- ・読替規定の文言の整理をするもの

第12項

- ・読替規定の文言の整理をするもの

第14項

- ・読替規定の文言の整理をするもの

○議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

(飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例)

第2条 納税義務者等
(平成28年4月1日施行)

- ・ 地方税法の規定を引用する条項を整理するもの

附則第4項 宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度
までの各年度分の都市計画税の特例
(平成28年4月1日施行)

- ・ 地方税法の規定を引用する条項を整理するもの

附則第5項
(平成28年4月1日施行)

- ・ 地方税法の規定を引用する条項を整理するもの

附則第6項
(平成28年4月1日施行)

- ・ 地方税法の規定を引用する条項を整理するもの

附則第7項
(平成28年4月1日施行)

- ・ 地方税法の規定を引用する条項を整理するもの

附則第8項
(平成28年4月1日施行)

- ・ 地方税法の規定を引用する条項を整理するもの

附則第9項
(平成28年4月1日施行)

- ・ 地方税法の規定を引用する条項を整理するもの

附則第11項
(平成28年4月1日施行)

- ・ 地方税法の規定を引用する条項を整理するもの

附則第 12 項

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

- ・ 地方税法の規定を引用する条項を整理するもの

附則第 15 項

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

- ・ 地方税法の規定を引用する条項を整理するもの

○議案第50号 飯能市税条例等の一部を改正する条例（案）

第1条関係

第12条

納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金

（平成29年1月1日施行）

- ・第5号、第6号の追加に伴い規定を整備するもの

第33条の2

普通徴収に係る個人の市民税の賦課後の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収

（平成29年1月1日施行）

- ・延滞金の計算の基礎となる期間の改正に伴い規定を整備するもの

第33条の7

法人の市民税の申告納付

（平成29年1月1日施行）

- ・延滞金の計算の基礎となる期間の改正に伴い規定を整備するもの

第33条の9

法人の市民税に係る不足税額の納付の手續

（平成29年1月1日施行）

- ・延滞金の計算の基礎となる期間の改正に伴い規定を整備するもの

第33条の10

市民税の減免

（公布の日施行）

- ・減免申請書の記載事項の改正に伴い規定を整備するもの

第131条の3

特別土地保有税の減免

（公布の日施行）

- ・減免申請書の記載事項の改正に伴い規定を整備するもの

附則第2条

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例

(平成30年1月1日施行)

- ・ 特定一般用医薬品等の購入費用に係る医療費控除の特例措置の創設に伴い規定を整備するもの

附則第6条の2 **法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合**
(公布の日施行)

第7項

- ・ 津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準を2分の1とする軽減率を追加するもの

第10項

- ・ 認定発電設備以外の太陽光発電設備の償却資産に係る課税標準を3分の2とする軽減率を追加するもの

第11項

- ・ 風力発電設備の償却資産に係る課税標準を3分の2とする軽減率を追加するもの

第12項

- ・ 水力発電設備の償却資産に係る課税標準を2分の1とする軽減率を追加するもの

第13項

- ・ 地熱発電設備の償却資産に係る課税標準を2分の1とする軽減率を追加するもの

第14項

- ・ バイオマス発電設備の償却資産に係る課税標準を2分の1とする軽減率を追加するもの

第18項

- ・ 認定誘導事業者が取得した公共施設等(家屋及び償却資産)に係る課税標準を5分の4とする軽減率を追加するもの

第2条関係
附則第5条

市たばこ税に関する経過措置

(平成29年1月1日施行)

- ・第12条の改正に伴い規定を整備するもの

○議案第 5 1 号 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例(案)

附則第 4 項 法附則第 1 5 条第 4 2 項の条例で定める割合
(公布の日施行)
・認定誘導事業者が取得した公共施設等(家屋)に係る課税標準を 5 分の 4 とする軽減率を追加するもの

附則第 5 項 宅地等に対して課する平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の特例
(公布の日施行)
・附則第 4 項の追加に伴う項の繰り下げ

附則第 6 項 (公布の日施行)
・附則第 4 項の追加に伴う項の繰り下げ

附則第 7 項 (公布の日施行)
・附則第 4 項の追加に伴う項の繰り下げ及び引用条項の整理

附則第 8 項 (公布の日施行)
・附則第 4 項の追加に伴う項の繰り下げ及び引用条項の整理

附則第 9 項 (公布の日施行)
・附則第 4 項の追加に伴う項の繰り下げ及び引用条項の整理

附則第 1 0 項 農地に対して課する平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の特例
(公布の日施行)
・附則第 4 項の追加に伴う項の繰り下げ

